## 発電用原子炉施設故障等報告書

平成 30 年 9月 12 日

東京電力ホールディングス株式会社

件名	柏崎刈羽原子力発電所 1 号機
	   非常用ディーゼル発電機(B)の過給機軸固着について
事象発生の日時	平成30年9月6日13時50分(必要な機能を有していないと判断した日時)
事象発生の場所	柏崎刈羽原子力発電所 1 号機
	原子炉建屋地下1階非常用ディーゼル発電機(B)室(非管理区域)
事 象 発 生 の 発電用原子炉施設名	非常用予備発電装置 非常用ディーゼル発電設備
事象の状況	柏崎刈羽原子力発電所 1 号機は第 16 回定期検査中のところ、平成 30 年 8 月 30 日 14 時 30
	分より、非常用ディーゼル発電機(B系)(以下、「当該 D/G」という。)を定例試験のために起動し確
	認運転を実施していた際、同日 15 時 16 分に異音が発生するとともに、発電機出力が 6,600kW か
	ら 0kW に低下したため、当該 D/G を手動停止した。
	なお、本事象発生時は、他の非常用ディーゼル発電機2台(A系、HPCS系)が動作可能であっ
	たことから、柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定第 61 条で要求されている運転上の制限
	は満足していることを確認した。
	その後、当該 D/G の発電機出力が低下した原因を調査していたところ、9 月 6 日に、当該 D/G
	の過給機の軸が固着していることを確認した。 当該 D/G の過給機が軸固着に至った原因の詳細
	調査は、工場への持出しが必要であり、速やかな復旧が難しいことから、同日 13 時 50 分に、実用
	発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条第3号「発電用原子炉施設の安全を確保す
	るために必要な機能を有していないと認められたとき」に該当するものと判断した。
	なお、本事象による外部への放射能の影響はなかった。
事象の原因	調査中
保護装置の種類	該当せず
及び動作状況	
放射能の影響	なし
被 害 者	なし
他に及ぼした傷害	なし
復旧の日時	未定
再発防止対策	事象の原因調査を踏まえ、必要な対策を行うこととする。